沼津市小規模宅地開発に係る接道要件緩和の運用について

令和6年4月1日

沼津市都市計画部開発指導課

1．要　旨

開発面積 2,000m^2 未満かつ 12 戸以下の小規模宅地開発について、計画地が接する道路の交通量調査の結果、及び地元自治会等の合意が事前に得られた場合に限り、当該道路が幹線道路まで1方向で通り抜けていれば、開発許可指導技術基準の接道要件を満たすものとします。

2．交通量調査

（1）当該道路の交通量調査を下記（**ア**）または（**イ**）により実施し、「沼津市小規模宅地開発に係る接道要件緩和の運用指針」に適合しているか判断します。

（**ア**）交通量調査の実施（24 時間観測）

（**イ**）交通量調査の実施（12 時間観測　7:00～19:00）

12 時間交通量を 24 時間交通量に換算（開発指導課にて 24 時間当たりの交通量に換算します。）

（2）交通量調査を行う地点は開発指導課の指示によるものとし、1 地点、１回（平日）の調査を基本とします。但し、休日の交通量が多いと思われる路線については、平日及び休日の２回、調査を実施するものとします。

3．地元合意

地元自治会や近隣住民等に開発計画について事前説明を行い、同意を得るものとします。

・同意書は不要です。但し、事前説明の経過及び結果について、文書で開発指導課への報告をお願いします。

・事前説明の区域や方法については、原則、自治会長の指示に従うものとします。

沼津市都市計画部開発指導課
開発指導係
TEL:055-934-4761
FAX:055-933-1412
E-mail:kaihatu@city.numazu.lg.jp